

# 質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 9(3)	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	入札附属書に記載する単価については、入札説明書9(3)エ(イ)及び(オ)に記載のとおりです。なお、入札書に記載する入札金額は、入札附属書により見積もった履行期間(1年間)の合計金額の110分の100に相当する金額を記載してください。 また、入札書に記載する基本料金単価及び電力量料金単価は、契約書第2条第1項の契約金額となりますので、消費税及び地方消費税を含む金額としてください。
2	"	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
3	"	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。  ① 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点3位以下切り捨て) ② 電力量料金=使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量料金×単価(小数点3位以下切り捨て) ④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)】+④  税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=⑤×100/110(円未満切上)	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときに、その全部を切り捨てた金額を記入してください。 また、入札附属書(注)6記載のとおり、履行期間の予定総額(下段)は、見積もった履行期間の予定総額(上段)の110分の100に相当する金額(小数点未満の端数切り上げ)してください。 なお、入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。
4	"	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	問題ありません。
5	"	入札金額の算定時には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない認識でお間違いないでしょうか。	入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質問	回答
6	入札説明書 9(4)	入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。 また、内封筒の封字について、認印で押印する形でも問題ありませんでしょうか。	入札説明書9(4)に記載のとおり、入札書及び入札附属書は同一の封筒に入れてください。入札説明書に記載するものほか、指定はありません。
7	入札説明書 9(3)	内訳書について、2ページ以上に及ぶ場合は袋とじをすること、と記載がございます。こちらは入札書は除き、内訳書のみで2ページ以上になった場合に、内訳書のみを袋とじにするという認識で相違ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	入札説明書 9(4)	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
9	該当なし	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	中国電力株式会社です。契約種別は、契約締結後、現行の契約先に確認のうえ、可能な範囲での提供となります。
10	仕様書	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備選のどちらになりますでしょうか。	予定はありません。
11	"	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	予定はありません。
12	該当なし	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、協議をすることは可能です。

番号	仕様書頁等	質問	回答
13	〃	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	<p>現在の契約電力は933kWで、今回の契約電力は仕様書に記載のとおりです。</p> <p>供給期間中に契約電力の変更予定はありません、。</p>
14	〃	<p>協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書に定めのない事項は、契約書第18条第1項に基づく協議のうえ決定します。</p>

番号	仕様書頁等	質問	回答
15	〃	<p>請求書の表記について、  <b>【繰上検針(計量日1日)の場合】</b>          弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。          また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p><b>【分散検針(計量日1日以外)の場合】</b>          弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。          また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。</p>	問題ありません。
16	入札説明書 9(11)	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません)</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。</p> <p>なお、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。</p>
17	〃	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	<p>一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかつたものについては、影響が及びうる事項につき、協議をすることは可能です。</p>

番号	仕様書頁等	質問	回答
18	該当なし	<p>弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	問題ありません。
19	〃	<p>支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p><b>【銀行振込の場合】</b>検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内）</p> <p><b>【口座振替の場合】</b>繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2~15日）と翌月27日（16~31日）にお振替</p>	問題ありません。
20	〃	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客様にはお客様専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）</p>	問題ありません。
21	〃	<p>お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらで支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>広島市指定金融機関から振込で支払います。また、分割請求及び分割振込の必要はございません。</p>
22	〃	<p><b>【銀行振込を選択される場合はご回答ください】</b>分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	

番号	仕様書頁等	質問	回答
23	〃	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
24	入札説明書 11(4)	<p>契約書の締結に関して、『落札決定から5日以内』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。また、こちらの日数は土日祝日を含みますでしょうか。</p> <p>弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため5日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。</p> <p>そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。</p> <p>なお、契約書用紙は本市が交付します。</p>

## 質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書	・予備電源もしくは予備線はございますか? また、自家発補給電力はございますか。	予備電源、予備線及び自家発補給電力はありません。
2	入札説明書、9(4)	・入札書と入札附属書(入札書積算内訳書)は指定書式を使用の場合、割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でざらして押印など、ご指示はございますか。	入札説明書に記載するものほか、指定はありません。また、入札説明書9(4)に記載のとおり、入札書及び入札附属書は同一封筒に入れてください。
3	入札説明書、9(9)	・料金算定時及び内訳書作成時における端数処理(月々の基本料金・従量料金あるいは月次の電力量料金)につきましてご指定ございますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入してください。 また、入札附属書(注)6記載のとおり、履行期間の予定総額(下段)は、見積もった履行期間の予定総額(上段)の110分の100に相当する金額(小数点未満の端数切り上げ)としてください。
4	入札説明書、9(11)	・燃料費等調整について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 あるいは現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 なお、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。
5	入札説明書、11(4)	・契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなります が 契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。 なお、契約書用紙は本市が交付します。

番号	仕様書頁等	質問	回答
6	その他	・弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客様にはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承いただけますでしょうか。また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願ひします。	問題ありません。

番号	仕様書頁等	質問	回答
7	その他	・支払に関する記載がございましたが、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。	問題ありません。
8	その他	・銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	問題ありません。
9	その他	・契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電気の契約に影響する工事予定はあります。
10	その他	・SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	中国電力株式会社です。
11	その他	・現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。	933 kWです。
12	その他	・旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがありますをあらかじめご了承ください。	契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
13	その他	・今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応です。	広島市指定金融機関から振込で支払います。
14	その他	・4月以降、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。	契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
15	契約書	・契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	(番号15、番号16共通) 契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、
16	契約書	・第6条(権利義務の譲渡等) 下記文言部分の修正をお願いできますでしょうか。 ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。→ただし、発注者の承認を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

番号	仕様書頁等	質問	回答
17	契約書	<p>・第8条 (契約電力の増減)</p> <p>契約電力について、契約電力が500キロワット以上の施設の為、下記内容に修整いただけますでしょうか。</p> <p>契約電力が500キロワット以上の施設において、契約電力を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上変更するものとする。</p> <p>2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払について発注者受注者協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。</p>	契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
18	契約書	<p>・第9条 (使用電力量の計量及び検査) 第11条 (電気料金の支払及び遅延利息)</p> <p>記載では「検査終了後、請求」となっておりますが、</p> <p>実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量→検査⇒請求</p> <p>実情： 計量→請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。</p>	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
19	契約書	<p>第18条 (その他)</p> <p>定めのない事項に付き協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。</p>	契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
20	契約書	<p>・第〇条 (違約金・・・)</p> <p>発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

番号	仕様書頁等	質問	回答
2 1	入札関係	・力率割引を適用する場合には、入札付属書の基本料金の積算方法に計算式を記載する形での対応となりますでしょうか。	入札付属書の基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算のうえ、入札付属書の基本料金の積算方法に計算式を記載してください。
2 2	入札関係	・別紙記載の予定使用電力量が時間帯別となっておりますが、季節別での応札、契約は可能でしょうか。	可能です。 入札書記載例に記載のとおり、時期等により単価が異なる場合は、区分して記載してください。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

### 質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		<p>・弊社が落札した場合は、「燃料費等調整額」を請求しない契約となります。問題ありませんでしょか。（基本料金+電力量料金+再エネ賦課金）</p>	<p>問題ありません。</p> <p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。</p>
2		<p>・現在の、自家発補給電力の契約有無についてお教えください。</p> <p>また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますか。</p>	<p>自家発補給電力はありません。</p>
3		<p>・弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内に分割した請求書発行の対応は生じますか。</p>	<p>分割した請求書発行は必要ありません。</p>
4		<p>・分割入金の希望がございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。</p> <p>（分割入金：自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）</p>	<p>分割入金の希望はありません。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

## 質 疑 応 答 書 4

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9（3）ウに記載の通り、入札書の日付は実際の提出日（令和8年1月21日まで）を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後協議のうえ電力切替え手続きに必要な情に明確な根拠を提出して頂きますが可能報のみ、資料提供することは可能です。でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	契約電力は仕様書に記載のとおりです。 協議のうえ電力切替え手続きに必要な情報のみ、資料提供することは可能です。
4		現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えていただけますでしょうか。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	契約電力：933kW 最大需要電力実績： 2025年 1月 727kW 2025年 2月 751kW 2025年 3月 778kW 2025年 4月 725kW 2025年 5月 830kW 2025年 6月 754kW 2025年 7月 710kW 2025年 8月 710kW 2025年 9月 682kW 2025年 10月 646kW 2025年 11月 653kW 2025年 12月 653kW

番号	仕様書頁等	質問	回答
5		<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。</p> <p>その場合は超過した契約電力でのご契約となりますですがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。</p>	<p>【番号5、番号6共通】</p> <p>契約開始前及び契約開始後に最大需要電力が仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、契約書第8条第1項に基づく協議のうえ、契約電力を決定します。</p> <p>なお、基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p>
6		<p>供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。</p>	

番号	仕様書頁等	質問	回答
7		予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はありません。
8		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はございません。客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日まで支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	振込手数料及び支払期日について問題ありません。電気料金は振込で支払います。
9		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
10		送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、使用期間は令和8年4月1日0:00からであり、検針日については、原則毎月1日です。
11		電気料金の計算は需要場所単位に行いまる等があつても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電気料金の計算は、入札公告1（5）履行する。需要場所に会計主体の異なるテナント等があつても、電気料金を分割して計算、場所に記載の需要場所単位で問題ありません。また、需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。
12		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありません）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。複数から支払われるということはありません。

番号	仕様書頁等	質問	回答
1 3		自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
1 4		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書については、必要であれば、契約締結後の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、覚書締結の可否も含め、契約書に記載がない事項は協議第18条第1項に基づく協議は可能です。
1 5		入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札説明書に記載するものほか、指定はありません。提出方法については、入札説明書9(4)に記載のとおりです。
1 6		入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 • 基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 • 基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 • 各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 • 1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札附属書(注)3に記載のとおり、基本料金、電力量料金、割引料金、1年間の予定総額、履行期間の予定総額(上段)は、消費税及び地方消費税を含むものとしてください。 また、入札附属書(注)4に記載のとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額、並びに1年間の予定総額、履行期間の予定総額(上段)に、小数点未満の端数がある時には、その全部を切り捨てた金額を記載してください。 入札書記載の入札金額については、お見込みのとおり、小数点未満の端数切り上げです。

番号	仕様書頁等	質問	回答
17		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
18		弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	【番号18、番号19共通】燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。
19		ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	なお、燃料費等調整を行う場合は、本市者が、燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。 基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
20		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。
21		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、入札金額を総額のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
22		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約単価はお見込みのとおり、契約書第2条第1項に記載の金額（消費税及び地方消費税を含む。）です。 電気料金については、契約書第10条及び第11条に記載のとおりです。

番号	仕様書頁等	質問	回答
2 3		<p>計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されており、電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p>	<p>契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
2 4		<p>落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。</p>
2 5		<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができるかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。 なお、契約書用紙は本市が交付します。</p>
2 6		<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となります。問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。 ただし、燃料費等調整の実施等について、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。</p>
2 7		<p>市場運動、または市場運動を含むプランでの応札は可能でしょうか。</p>	<p>電力料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、不可となります。</p>

## 質 疑 応 答 書 5

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他（3） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（3）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (4)	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
4	入札附属書	<p>入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。</p> <p>①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書記載の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。</p> <p>②各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。</p> <p>認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定（上記のとおり）で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。</p>	<p>①入札説明書9(3)エ(イ)に記載のとおりです。入札附属書の基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、お見込みのとおりそれに基づく積算のうえ、入札付属書の基本料金の積算方法に計算式を記載してください。</p> <p>②入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入してください。</p> <p>なお、電気料金の算定については、契約書第10条に記載のとおりです。</p>
5	契約書（案）	<p>契約書に以下の文言を追加させていただけますか。</p> <p>乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p> <p>不可の場合、協議いただくことは可能ですか。</p>	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

6	入札説明書9 (11)	<p>燃料費調整額について、「広島市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。なお、各社が独自の算定方法に基づき燃料費等調整を実施することはできません。</p>
7	入札説明書9 (11)	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。</p> <p>落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参考する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。また、お見込みのとおり、入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含まれません。</p> <p>落札者の決定方法については、入札説明書10(3)に記載のとおりです。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

## 質 疑 応 答 書 6

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1.	契約書(案) 第18条1項	<p>仕様書および契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p> <p>仕様書につきましても、契約書(案)に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
2.	契約書(案) 第11条2項	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」とが、契約書に記載がない事項については、定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>契約書の条文の追加・変更はできませんが、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p> <p>なお、支払期日を「支払い義務発生日(原則毎月1日の検針日以降の日)の翌日から起算して30日以内」とすることは問題ありません。</p>
3.	契約書(案) 第11条3項	<p>遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載しております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>遅延利息については、契約書第11条第3項に記載のとおり「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額であり、条文の変更はできません。</p>
4.		<p>消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います</p> <p>がよろしいでしょうか。</p>	<p>一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかつたものについては、影響が及びうる事項につき、協議をすることは可能です。</p>
5.		<p>弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。</p> <p>どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。</p>	<p>納付書及び請求書への対応が可能です。</p> <p>広島市指定金融機関から支払います。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質問	回答
6.	契約書(案) 第8条2項	<p>契約電力の超過金について、弊社の供給条件では、「契約超過電力に料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。」と記載されております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。</p>	<p>契約電力を超えて電気を使用した場合の超過金については、契約書第8条第2項に記載のとおり、協議のうえ、決定します。</p> <p>契約書の条文の追加・変更はできません。</p>
7.		<p>弊社は単価及び検針結果についてはWEB上でのご確認となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	問題ありません。
8.		<p>今回の入札に関して、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。</p> <p>もし公表される場合には、弊社といしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>広島市ホームページで、各社の入札金額(総額)のみ公表します。</p>
9.		<p>郵送にて入札に参加するのですが、再度入札となつた場合は入札を辞退する予定です。再度入札辞退届の提出の必要はござりますか。また、辞退届は、「入札書」の金額欄に「辞退」と記入したものを提出するという形でよろしいでしょうか。</p>	<p>2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。</p>
10.	契約書(案) 第9条	<p>「毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者が協議の上各月ごとに定めるものとし」と記載がございますが、計量日に関しては、旧一般電気事業者により定められております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約書第9条に記載のとおりであり、検針日については、仕様書に記載のとおり原則毎月1日です。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
11.	入札附属書	<p>入札額算定時の力率について、基本料金(常時)の欄に力率割引(100%)を考慮した式を入力し、算定するということでお間違いないでしょうか。</p>	<p>入札説明書9(3)エ(エ)に記載のとおりです。入札附属書の基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、お見込みのとおりそれに基づく積算のうえ、入札付属書の基本料金の積算方法に計算式を記載してください。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

## 質 疑 応 答 書 7

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書7ページ 9入札の方法 (4) 入札書・入札附属書の提出方法等	・入札を1回目のみ・2回目以降は辞退する場合、2回目以降の入札書は辞退と記入したものを準備するべきでしょうか。 入札書提出は不要ですか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
2		・国の電気料金負担軽減支援事業について弊社では1月分(1/1~1/31)から3月分(3/1~3/31)の3か月を適用期間として申請しています。4月からの契約は適用外となりますので現供給会社様の適用期間とずれがあった場合も対応できかねますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。